

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、健康増進事業(健康増進法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県山武市長

公表日

令和5年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2に基づき、市民の健康増進のための事業を実施し、これらの情報を管理する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①健康増進法第17条第1項に基づく栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談対応、栄養指導及び保健指導 ②健康増進法第19条の2に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none">・歯周疾患検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診・特定健康診査の対象とならない者への健康診査及び保健指導(生活保護受給者等)・がん検診 <p>本市は健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①生活習慣の改善に関する相談、健康増進事業の実施 ②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③検診等対象者の把握</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一 76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号別表第二(102の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報照会】 番号法第19条第8号別表第二(102の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山武市 保健福祉部 健康支援課
②所属長の役職名	健康支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 総務部 総務課 行政係 (0475-80-1112)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 保健福祉部 健康支援課 成人保健係・母子保健係 (0475-80-1171・1172)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康支援課長 綿貫 映子	健康支援課長 今関 正典	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更			事後	
令和4年3月9日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2に基づき、市民の健康増進のための事業を実施し、これらの情報を管理する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康増進法第17条第1項に基づく栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談対応、栄養指導及び保健指導 ②健康増進法第19条の2に基づく事業 ・歯周疾患検診 ・骨粗しょう症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・特定健康診査の対象とならない者への健康診査及び保健指導(生活保護受給者等) ・がん検診	同左に以下の文面を追加記載 本市は健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①生活習慣の改善に関する相談、健康増進事業の実施 ②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③検診等対象者の把握	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの
令和4年3月9日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携(①実施の有無)	実施しない	実施する	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの
令和4年3月9日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第8号別表第二(102の2の項) 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 なし	番号法第19条第8号別表第二 【情報提供の根拠】 (102の2の項) 【情報照会の根拠】 (102の2の項)	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの
令和4年3月9日	II-1対象人数	令和1年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	II-2取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	IV-6情報ネットワークシステムとの接続(目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か)		十分である	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの
令和4年3月9日	IV-6情報ネットワークシステムとの接続(不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か)		十分である	事前	情報連携を行う事務の追加によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年3月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	